

注:詳しい内容は、要領を御確認ください。

※全て金融機関を窓口とする融資です。 ※御利用いただける企業は、旭川市内の中小企業者等に限りです。
 ※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」となります。
 ※「一般事業資金（短期融資）」を除き、1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」となります。
 ※設備投資は、旭川市内で実施するものに限りです。また、施工等着手後の申込みは原則としてできません。
 ※貸付利率は金融情勢により変わることがあります。 ※融資枠の消化状況により、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

資金名	融資対象者・資金使途等	貸付条件						取扱金融機関	備考	
		使途区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率（R4.7.1現在）				保証人・担保
			(既往の貸付残高を含めた限度額となります)			固定金利	変動金利			
経営安定化対策 ①一般事業資金	長期融資	*業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの	運転資金 設備資金	運転・設備 長期・短期 合わせて 8,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.9% 10年以内 年2.2%	年1.9% 貸付期間5年を超えるものに限る	金融機関との協議により定める (信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	*必要に応じて信用保証付可 (小口零細企業特別融資は「小口零細企業保証」が必要) *信用保証料補助金 【長期融資・短期融資】 ・20%相当額(上限15万円) 【小口零細企業特別融資】 ・100%(上限15万円) *貸付限度額は、長期融資、短期融資、小口零細企業特別融資の合計で8,000万円まで (H28年度までに借入れた小口融資の残高がある場合はそれも含む。)
	短期融資									
	小口零細企業特別融資	*北海道信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を利用するもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円 *ただし、既往の全ての信用保証付融資残高の合計で2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9%	年1.6% 貸付期間5年を超えるものに限る		
景気変動等緊急対策 ②緊急対策資金	倒産関連融資	*営業実績 1年以上のもの *倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの	運転資金	2,000万円 (債権相当額以内)	7年以内	1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	—	みずほ銀行 北海道銀行 秋田銀行 北陸銀行 北洋銀行 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 北見信用金庫 遠軽信用金庫 商工組合中央金庫 北央信用組合	*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 【倒産関連融資】 ・全額
	災害・景気対策融資	*営業実績 1年以上のもの ①災害等関連 *休止中 ②景気関連 *新型コロナウイルス感染症の影響により、原油を中心とした物価上昇への対応に窮しているもの(仕入費用の増加、価格転嫁が困難等) *直近月(最近3か月の任意の月)の売上高に対する、人件費及び減価償却費を除いた「製造(売上)原価率」又は「製造(売上)原価及び一般販管費率」が、前年同月と比較して3%以上増加しているもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円	10年以内	運・設とも 3年以内	5年以内 年1.3% 10年以内 年1.6%	—		*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 【災害・景気対策融資】 ・全額
産業活性化対策 ③大型設備等導入資金	工場・店舗等整備融資	*営業実績 1年以上のもの *業績拡大、生産能力拡充等のために工場の新・増改築、工場等建設用地の取得及び大型機械設備の導入に資金を要するもの *店舗等の新・増改築、移転及び店内施設の改修等に資金を要するもの *児童福祉事業、介護事業のための施設、設備(施設利用者送迎に供する事業用車両を含む)の資金を要するもの(新たに事業を営む者も可) *生産、加工、販売のための機械設備、情報機器購入に資金を要するもの *搬送用設備、大型冷蔵庫など大型備品類及び事業用車両の購入に資金を要するもの(ただし、道路交通法施行規則第2条で定める普通自動車及び二輪車は除く) *共同店舗、共同施設、集客施設等の建設・設備に資金を要するもの *公害防止施設・設備に資金を要するもの(農業(畜産業を含む)も可) *中心市街地都市機能誘導案件に係る顧客に提供するために保有する収益物件の新改築等に資金を要するもの	設備資金	2億円	15年以内 (機械設備 のみの場合 は 10年以内)	1年以内	5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8% 15年以内 年2.0%	—	金融機関との協議により定める (信用保証付の場合は、保証協会との協議も必要)	*必要に応じて信用保証付可
	ものづくり支援融資	*新製品の開発、生産プロセスの改善等、事業革新のために機械設備を導入するもの	設備資金 (機械設備に限る)							

注:詳しい内容は、要領を御確認ください。

No.2

資金名	融資対象者・資金用途等	貸付条件						取扱金融機関	備考	
		使途区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率（R4.7.1現在）				保証人・担保
			(既往の貸付残高を含めた限度額となります)			固定金利	変動金利			
④企業立地促進資金	*「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業（大企業も可）	運転資金 設備資金	運転資金 8,000万円 設備資金 2億円 (※運・設併用可)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (機械設備 のみの場合 は10年以 内)	運・設とも 2年以内	5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8% 15年以内 年2.0%	—	金融機関との協 議により定める (信用保証付の 場合は、保証協 会との協議も必 要)	*利子補給金 ・借入当初3年間 ・全額	
⑤経営革新・ 販路拡大等 支援資金	*営業実績 1年以上のもの *雇用の維持・拡大を図り、次のいずれかに取り組むもの ・「中小企業等経営強化法」に基づく知事等の承認を受けた経営革新計画に取り組むもの ・新分野進出・事業転換に取り組むもの ・商圏拡大のための販路開拓に取り組むもの ・事業承継、体質強化のための合併など企業再編に取り組むもの ・テレワーク、育児・介護休業制度等の導入、運用に取り組むもの ・その他上記に準ずる経営体質の強化に取り組むもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円	7年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2%	—		*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 ・50%相当額（上限50万円） *利子補給金 ・借入当初5年間 ・年1.0%相当額	
	*営業実績 1年以上のもの *北海道信用保証協会の「経営力強化保証」を利用する中小企業者等〔金融機関及び認定経営革新等支援機関（「中小企業等経営強化法」に基づく認定を受けた機関）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であって、経営改善、経営革新等の事業計画の実施に資金を必要とするもの〕	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ※市制度融 資残高を含 む保証付き 既往借入残 高を借り換 える場合は 10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.6% 7年以内 年1.9%	—	保証協会の定め による	*「経営力強化保証」が必要 *信用保証料補助金 ・50%相当額（上限50万円） *利子補給金 ・借入当初2年間 ・全額 *同融資間による借換の場合は補 助金の適用対象外	
⑥新規創業支援資金	*事業を営んでいない個人で新たに事業を開始するもの、又は開業後1年未満のもの *事業を営んでいない個人で新たに会社を設立し、事業を開始するもの、又は開業後1年未満のもの *既存企業を分社化して新分野に進出する企業	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%	—	金融機関との協 議により定める (信用保証付の 場合は、保証協 会との協議も必 要)	*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 ・50%相当額（上限100万円） *利子補給金 ・借入当初2年間 ・全額	
⑦おもてなし環境整備資金	*営業実績 1年以上のもの *外国語表記を含む情報発信機能の拡充などホスピタリティの向上、ユニバーサルデザイン導入、顧客満足度の向上等のための店舗小規模改修、人材育成等に資金を必要とするもの *新たな観光サービス業の事業化に資金を必要とするもの *業種 小売業（「無店舗小売業」を除く）、飲食店（食事の提供を主とするもの）、宿泊業（ホテル、旅館又はこれに準ずる民宿に限る。）のほか、観光振興に寄与する事業者として市長が特に認めたもの（いずれも北海道信用保証協会の対象業種の範囲内に限る。）	運転資金 設備資金	運・設合わせて 500万円	5年以内	運・設とも 1年以内	年1.9%	—		*必要に応じて信用保証付可 *利子補給金 ・借入当初5年間 ・全額	

産業
活
性
化
対
策

注:詳しい内容は、要領を御確認ください。

No.3

資金名	融資対象者・資金用途等	貸付条件						取扱金融機関	備考	
		使途区分	貸付限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率（R4.7.1現在）				保証人・担保
			(既往の貸付残高を含めた限度額)			固定金利	変動金利			
産業活性化対策 ⑨中心市街地新規出店支援資金	*旭川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内で事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する者又は新たに会社を設立し事業を開始する者（新規創業）、又は市内の既存企業で同区域に店舗等を出店・移転するもの（既存企業） *業種：小売業（「無店舗小売業」を除く）、飲食店（食事の提供を主とするもの）、その他中心市街地の賑わい創出に寄与すると認められる業種	運転資金 設備資金	運・設合わせて 4,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%	—		*必要に応じて信用保証付可 *信用保証料補助金 新規創業：2/3相当額 既存企業：50%相当額 (いずれも上限100万円) *利子補給金 ・借入当初3年間 新規創業：全額 既存企業：年1.0%相当額	
金融環境調整対策 ⑨ニューパワーアップ資金	*営業実績 1年以上のもの *最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して減少しているもの *短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの *長期又は短期の借入金が、前年同期または前々年同期と比較し、減少しているもの *金融機関と通常取引が困難になっているもの	運転資金 設備資金	運・設合わせて 3,000万円	7年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	—	みずほ銀行 北海道銀行 秋田銀行 北陸銀行 北洋銀行 北空知信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 北見信用金庫 遠軽信用金庫 商工組合中央金庫 北央信用組合	*必要に応じて信用保証付可	
	⑨ニューパワーアップ資金 (新型コロナウイルス関連)	*営業実績 1年以上のもの *経営安定関連（セーフティネット）保証を利用する中小企業者等	運転資金 設備資金	運・設合わせて 2,000万円	10年以内	運・設とも 3年以内	5年以内 年1.3% 10年以内 年1.6%		—	*「経営安定関連（セーフティネット）保証」が必要 *信用保証料補助金 ・全額
	⑩借換資金	*営業実績 1年以上のもの *市制度資金及び道制度資金又は保証協会の保証付き融資残高のある中小企業者等 *借換えにより経営の安定や改善が見込まれるもの	運転資金	*既往借入金の融資残高 *既往借入金の借換えに伴い、新たな資金を借り入れる場合は、当初借入額（ただし、1/4以上の返済がなされていること）	10年以内	3年以内	—		年3.0%以内	*必要に応じて信用保証付可

* 一般事業資金（長期融資、短期融資、小口零細企業特別融資）のあっせん申込みは原則省略することができますが、借換えを伴う場合は、あっせん機関へのあっせん申込みが必要になります。

* 様式を改正したものがありますので、最新の様式を御利用ください。

→ 詳しくは、経済部経済総務課金融支援係（25-7042）までお問い合わせください。